

【介護報酬改定のお知らせ】

令和6年4月1日より 介護報酬改定のため以下の利用料金に変更となりました。

サービスの種類及び提供時間		利 用 料
身体介護	30分未満	2606円
	30分以上1時間未満	4112円
	1時間以上1時間30分未満	5975円
	1時間30分以上2時間未満	6810円
	2時間以上2時間30分未満	7675円
	2時間30分以上3時間未満	8520円
	3時間以上（30分増すごとに次の額を加算）	9375円に30分増すごとに844円加算

通院等介助（身体介護を伴う場合）	30分未満	2606円
	30分以上1時間未満	4112円
	1時間以上1時間30分未満	5975円
	1時間30分以上2時間未満	6810円
	2時間以上2時間30分未満	7675円
	2時間30分以上3時間未満	8520円
	3時間以上（30分増すごとに次の額を加算）	9375円に30分増すごとに844円加算
家事援助	30分未満	1079円
	30分以上45分未満	1557円
	45分以上1時間未満	2005円
	1時間以上1時間15分未満	2433円
	1時間15分以上1時間30分未満	2799円
	1時間30分以上（15分増すごとに次の額を加算）	3165円に15分増すごとに356円加算
	通院等介助（身体介護を伴わない場合）	30分未満
30分以上1時間未満		2005円
1時間以上1時間30分未満		2799円
1時間30分以上（30分増すごとに次の額を加算）		3512円に30分増すごとに702円加算

通院等乗降介助	片道1回あたり	1038円
重度訪問介護	1時間未満	1893円
	1時間以上1時間30分未満	2819円
	1時間30分以上2時間未満	3756円
	2時間以上2時間30分未満	4692円
	2時間30分以上3時間未満	5629円
	3時間以上3時間30分未満	6555円
	3時間30分以上4時間未満	7492円
	4時間以上8時間未満(30分増すごとに次の額を加算)	8557円に30分増すごとに865円加算

【加算項目】

- 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、またはヘルパーに同行した場合に加算されます。

加算項目	利用料	算定回数等
初回加算	2036円	初回月、1回のみ

- 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	算定回数等
利用者負担上限管理加算	1527円	1月あたり

- 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	算定回数等
緊急時対応加算	1018円	1回につき (1月に2回まで)